

別表第2（第6条関係）

減免基準

項	対象となる要件	減免の割合又は免除の区分
1	社会教育関係団体が会議で使用する場合 (1) 美幌町文化連盟 (2) 美幌町PTA連合会 (3) 美幌町スポーツ協会	免除
2	美幌町自治会連合会、各部会（団体の会議、事業で使用する場合。単位自治会は、会議で使用する場合のみ。ただし、アルコールを伴う飲食で使用する場合を除く）	
3	美幌町青少年育成協議会及び青少年育成を目的とした美幌町教育委員会が認める団体が教育活動の一環として使用する場合	
4	美幌町社会福祉協議会が使用する場合	
5	美幌町シニアクラブ連合会が使用する場合	
6	美幌町が公用又は公共的事業で使用する場合	
7	町内に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の児童生徒が、自ら行う文化活動及び学校行事として使用する場合	
8	町内で開設されている老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
9	町内で開設されている介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
10	町内で開設されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う者が入所者及び利用者のために使用する場合	
11	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその関係者で構成する町内の団体が利用する場合	
12	美幌町文化連盟加盟団体、美幌町PTA連合会及び美幌町スポーツ協会加盟団体の事業（1年に1回のみ）並びに美幌町文化連盟加盟団体、美幌町PTA連合会単位PTA及び美幌町スポーツ協会加盟団体の会議で使用する場合（アルコールを伴う飲食で使用する場合を除く）	9割減免
13	美幌町文化連盟加盟団体、美幌町スポーツ協会加盟団体が事業（舞台発表・講演会等）で使用する場合（アルコールを伴う飲食で使用する場合を除く）	5割減免
14	美幌町が共催する事業で団体が使用する場合	